

大学院経営・流通学研究科の学位授与に関する申し合わせ

制 定 平成 26 年 2 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 本申し合わせは、経営・流通学研究科における修士号あるいは博士号を授与する手続きと評価基準を明らかにすることを目的とする。

(学位授与の条件)

第 2 条 修士号の授与を受けるためには演習 8 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査に合格しなければならない。

第 3 条 博士号の授与を受けるためには研究演習 18 単位および特殊講義 2 単位以上の計 20 単位以上を修得し、博士請求論文に合格しなければならない。

(修士論文審査の手続き)

第 4 条 修士論文の審査は、修士論文のテーマ、章立て及び研究スケジュールの報告会（以下「修士論文のスケルトン報告会」と呼ぶ）、中間報告会、最終報告会を通じて行う。

第 5 条 修士論文のスケルトン報告会では研究テーマ、研究目的、研究範囲、研究方法、研究意義、参考文献、研究スケジュールを報告しなければならない。

2 研究科委員会では同スケルトン報告での研究テーマに基づき、各院生について演習担当教員を含む 4 名の研究指導委員会（1 名は授業担当教員とすることも可）を選び、同指導委員会は基本的に修士論文の審査委員になる。

第 6 条 中間報告会（2 年次前期中）では修士論文の第 1 次原稿を提出し、発表しなければならない。

2 第 1 次原稿はおおよそ 50%の完成度があることが条件である。第 1 次原稿を提出しない者については修士論文草稿（12 月中旬）を受理しない。

3 中間発表の際に 4 名の研究指導委員が院生の報告を聴いて指導を行い、その指導を元に、論文の内容の手直し、加筆を行う。

第 7 条 修士論文草稿に基づいて 4 名の審査委員による予備審査を行う。

2 予備審査を受けた者は審査委員の指導の元に、修士論文の完成文を提出し、提出された完成論文について最終報告会で報告し、審査委員の審査を経て、研究科委員会の判定会議で最終的に修士論文の合否が決定される。

(修士論文の評価基準)

第 8 条 修士論文は以下の基準を満たしていなければならない。

- 1) 「経営・流通学研究科学位論文の執筆要領に関する申し合わせ」を必ず守ること。
- 2) 明確な問題意識に基づいた適切な課題設定がなされていること。

- 3) 先行研究が適切に言及されていること。
- 4) 文献・調査などの資料が適切に用いられていること。
- 5) 論述が適切に行われるとともに、論文としての体裁が整っていること。
- 6) 創意工夫が認められること。

(博士学位請求論文の手続き)

第9条 博士学位請求論文の審査は、研究計画書の提出、中間報告会、予備審査、本審査、公聴会を経て研究科委員会の判定会議で最終的に博士学位請求論文の可否が決定される。

第10条 研究計画書には研究テーマ、研究目的、研究範囲、研究方法、研究意義、参考文献、研究スケジュールを報告しなければならない。

2 研究科委員会では同研究計画書の研究テーマに基づき、各院生について演習担当教員を含む3名の研究指導委員会を設置する。ただし、主担当指導教員は専攻担当教員とし、2名の副指導教員は授業担当教員も可とする。

第11条 中間報告会(2年次後期中)では博士請求論文の第1次原稿を提出し、発表しなければならない。

2 第1次原稿はおよそ30%の完成度があることが条件である。第1次原稿を提出しない者については博士請求論文予備審査願(3年前期)を受理しない。

3 研究指導委員会は、院生の中間報告を聴いて指導を行い、その指導を元に、論文の内容の手直し、加筆を行う。

第12条 研究科委員会では予備審査願に基づき、予備審査委員会を設置する。ただし、予備審査委員は主担当教員を含む5名とするが、副査二人は授業担当教員も可とする。

2 院生は予備審査委員会で博士請求論文の第2次原稿を提出し、発表しなければならない。

3 第2次原稿はおよそ50%の完成度があることが条件である。第2次原稿を提出しない者については博士請求論文審査願を受理しない。

4 予備審査委員会は第2次原稿に関するコメント、勧告等を行い、院生は原稿を修正することができる。

第13条 研究科委員会では本審査願に基づき、本審査委員会を設置する。

2 本審査委員会は、学位規程第9条第1項から第3項に基づき、主査(1人)、副査(4人)を選出する。ただし、副査は経営・流通学研究科以外から招くことができる。

第14条 本審査委員会は公聴会を経て研究会委員会にその審査結果を報告しなければならない。

2 研究科委員会は、その審査報告に基づき、最終的に博士学位授与の可否を判定する。

(博士請求論文するための学力試験)

第15条 博士請求論文を提出するためには年2回行われる学力試験に合格しなければならない。

(博士請求論文の評価基準)

第 16 条 博士請求論文は以下の基準を満たしていなければならない。

- 1) 「経営・流通学研究科学位論文の執筆要領に関する申し合わせ」を必ず守ること。
- 2) 明確な問題意識に基づいた適切な課題設定がなされていること。
- 3) 先行研究が適切に言及され、既存研究と差別化できる独創性や先駆性を示すこと。
- 4) 文献・調査などの資料が適切に用いられていること。
- 5) 論述が適切に行われるとともに、論文としての体裁が整っていること。
- 6) 関連学会の全国大会に 1 回以上発表すること(ただし、学力試験の語学要件を満たしてもらったものは除く)。
- 7) レフェリー制度がある学会誌等に学術論文 1 篇以上、あるいは『経営論集』等大学の紀要には 2 編以上を掲載すること。
- 8) ただし、『大阪産業大学経営論集』に投稿した論文の場合、研究指導委員または博士論文審査委員の審査がない場合には、博士学位請求論文を提出要件として認めない。研究科委員会では、その審査結果の公表を要求することができる。
- 9) 博士後期課程中、主担指導教員の授業以外に、二人以上の研究指導委員または博士論文審査委員の授業を履修すること。

(博士請求論文の審査結果の公表)

第 17 条 原則として、学位を取得した日から 3 か月以内に、博士学位を取得した論文、その要旨及び論文審査評をインターネットにより公表する。

附則

(施行期日)

この申し合わせは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。